

# 事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会

## 役員を選任に関する規約

### (目的)

**第1条** 事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会(以下、本組合という)の役員を選任は、中小企業等協同組合法及び定款に定めによるほか、この規約に定めるところによる。

### (役員を選任)

**第2条** 任期の満了に伴う役員を選任は、その任期の終了する日の前30日以内又は任期終了後10日以内に行う。

- 2 補欠のための役員を選任は、これを行うべき事由が生じた日から2カ月以内に行う。ただし、欠員数が定数の3分の1以内の場合は、次の総会もしくは総代会まで補欠のため選任を行わないことができる。

### (推薦委員の選出と任期)

**第3条** 推薦会議の推薦委員を選出する場合は、代表理事はあらかじめブロックごとに定められた組合員(ブロック担当理事)に、選出の日時及び選出方法を通知し、推薦委員を選出するように指示する。

- 2 前項の通知を受けた組合員は、推薦委員選出後すみやかに、推薦委員の氏名及び住所を記載した書面をブロック担当理事もしくはブロック長より代表理事に提出するものとする。
- 3 推薦委員はブロックごとに選出され、各ブロックに属する組合員の過半数の承認を得て選出する。
- 4 各ブロックの推薦委員の定数は定款の定めによる(別表1)。
- 5 各ブロックで上記定数を選出する場合において、推薦委員選出後に本組法定款第13条及び反社会的行為及び反社会的勢力に属することがあった場合等に該当し、推薦委員の資格を失い、定数に満たない場合を想定して補欠(2~3名)もあらかじめ選出しておく。
- 6 推薦委員に立候補または推薦による候補者は下記の条件を備えた者とする。
- ① 本組合の組合員であること
  - ② 積極的に組合事業に貢献する組合員
  - ③ 推薦委員として相応しい見識を持っている組合員
  - ④ 本組合の理念、使命を良く理解し、積極的に協力する組合員
- 7 以下の一つに該当する者は推薦委員になることが出来ないものとする。
- ① 役員経験者で役員退任後、定款第26条第1項の期間が経過していない組合員
  - ② 本組合の事業活動に協力する意思の無い組合員
  - ③ 本組法定款13条の各号の一つに該当している組合員
- 8 推薦委員の任期は4年とする

## (推薦会議)

**第4条** 推薦会議は、代表理事が招集する。

- 2 推薦会議の議長は、推薦委員のうちから互選する。
- 3 推薦会議は役員候補者を募る。
- 4 推薦会議が役員の候補者を決定する場合は、その構成委員の過半数が本人出席又は委任状による出席（以下「出席」）をし、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。
- 5 役員候補者として立候補する場合、総代である組合員は3名の推薦者を必要とし、総代以外の組合員が立候補する場合は5名の推薦者を、また組合員以外（員外理事・監事）が立候補する場合は推薦会議の承認を必要とする。
- 6 立候補者が役員の定員の下限を下回った場合は推薦による候補者を募ることとする。推薦による役員候補者は、総代である組合員は10名の推薦者を必要とし、総代以外の組合員を推薦する場合は15名の推薦者を必要とする。
- 7 上記5，6でいう推薦者は本組合の組合員に限りなることが出来るものとし、推薦者は自らを役員候補者として推薦することは出来ないものとする。
- 8 推薦委員に選出された組合員は上記5，6の推薦者にはなれない。
- 9 推薦委員に選出された組合員他、本組合定款第13条及び次に掲げる欠格事項に該当する者は役員及び役員候補者にはなれない。
  - ①反社会的行為及び反社会的勢力に属することがあった場合  
\*前項の反社会的勢力とは暴対法第9条に求める暴力的要求行為及び不当要求行為を行う者、もしくは暴力団、暴力団関係企業、えせ右翼（政治活動標榜ゴロ）、えせ同和行為者（社会運動標榜ゴロ）、総会屋等と定義する
  - ②中小企業協同組合法（中団法）で役員となることが出来ない者（欠格者）として定義されている者
    1. 法人
    2. 成年被後見人、被保佐人、外国の法令上これと同様に取り扱われている者
    3. 中協法（中団法）、会社法、中間法人法、民事再生法、会社更生法、破産法の罪を犯し、刑に処され復権を得ていない者
    4. 法令に違反し、禁固以上の刑に処された者
    5. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
  - ③ 継続して役員に立候補しようとする者で、理事として任期中の実績や適正において理事会にて承認を受けることができなかった者
  - ④ 継続して役員に立候補しようとする者で、理事として本組合の業務以外での理由で理事会（文書理事会を除く）に3分の1以下の出席率であった者
- 10 推薦会議が役員の候補者を決定する場合は、立候補者や推薦された組合員の実績等を勘案して決定する。
- 11 役員候補者の推薦は、役員の選任を行う総会もしくは総代会の15日前までに役員候補者の氏名及び住所を記載した書面を推薦会議の議事録とともに理事会に提出して行わなければならない。

- 12 前項の推薦は、理事及び監事を区分して行わなければならない。
- 13 推薦会議は、上記12までの過程を経て、あらかじめ役員候補者の承認を得て役員候補者を推薦することとする。
- 14 推薦会議の議長は推薦する役員候補者を決定した後速やかに理事会に報告する
- 15 推薦会議は、役員任期中に定款第25条に定められた役員の定数の下限の員数を欠く事になった場合は代表理事の招集により臨時推薦会議を開催することが出来る。

#### **(理事の資格)**

**第5条** 理事は、組合活動の中心にあつてその業務を推進していく任務を課されているものであるから、次のような資格を有することが期待される。

1. 業界に精通していること
2. 事業の経営能力がすぐれていること
3. 責任感が旺盛であること
4. 組合運営に積極的に尽力できること
5. 組合員からの信頼が厚く、リーダーシップにすぐれていること。
6. 業界人として高い倫理観を有していること
7. 継続して役員に立候補しようとする者は、理事会において承認を得られなければならない
8. 総代としての実績があること
9. 本組合の認定講習会で認定されていること

#### **(通常総代会による投票方式)**

**第6条** 役員選任の議決の投票は、連記式無記名投票によって行う。ただし総代会において出席者の議決権の3分の2の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。

#### **(書面による議決権の行使)**

- 第7条** 組合員（総代）は、役員選任について書面をもって議決権を行使しようとするときは、総会もしくは総代会の前日までに本組合に対し、投票用紙または委任状によって提出する。
- 2 代表理事は、第1項の規定により投票用紙が提出されたときは、総会もしくは総代会開催の日までにこれを誠実に保管し、総会もしくは総代会の場で議長に引き渡さなければならない。

#### **(投票管理人)**

- 第8条** 役員選任を投票により行う場合は、総代会において投票管理人を選出する。ただし、役員候補者は、投票管理人となることができない。
- 2 前項の投票管理人の数は、原則として2人以上とする。

#### **(開票結果の報告)**

**第9条** 投票管理人は、投票を点検し、その結果を議長に報告しなければならない。

**(投票の無効)**

**第10条** 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いていないもの
- (2) 賛否の確認のし難いもの

**(その他)**

**第11条** この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

**付 則**

この規約は、平成26年6月22日より施行する

(別表1) 推薦委員の定数

地 域	定数
<北海道・東北> 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	1人
<東京・神奈川> 東京都、神奈川県	9人
<関東・甲信越> 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県、山梨県	7人
<東海・北陸> 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県	7人
<近畿> 滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県	5人
<中国・四国> 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	1人
<九州・沖縄> 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	2人
	計 32人